

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書 No.5
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	公益財団法人ミズノスポーツ振興財団 会長代表理事 水野明人
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区神田小川町 3 丁目 2 2 番
【報告義務発生日】	2026年2月26日
【提出日】	2026年3月5日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	提出者の当該株券等に関する担保契約等重要な契約に変更があったため

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	美津濃株式会社
証券コード	8022
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（公益財団法人）
氏名又は名称	公益財団法人ミズノスポーツ振興財団 会長代表理事 水野明人
住所又は本店所在地	東京都千代田区神田小川町3丁目2番
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1970年9月1日
代表者氏名	水野 明人
代表者役職	会長代表理事
事業内容	スポーツの振興に必要な事業に対する援助

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	公益財団法人ミズノスポーツ振興財団 藁澤智之 東京都千代田区神田小川町3丁目2番 03-3233-7009 美津濃株式会社 経理財務部 安達陽章 大阪府大阪市住之江区南港北1丁目1番3号 06-6614-8465
電話番号	03-3233-7009

(2)【保有目的】

財団の基本財産として長期保有

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	13,133,130		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 13,133,130	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T 13,133,130		
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （現在）	V 79,734,729
上記提出者の株券等保有割合（%） （T/（U+V）×100）	16.47
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	16.04

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

ノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シーに対して、2026年2月26日から2026年9月11日までの期間中、ノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シーの事前の書面による同意なしには、自ら又は第三者を通じて保有株式の売却等を行わない旨の書面を2026年2月26日付で差し入れています。

(7) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (W) (千円)	330,096
借入金額計 (X) (千円)	
その他金額計 (Y) (千円)	
上記 (Y) の内訳	2010年3月12日 財団法人ミズノ国際スポーツ交流財団との合併に伴い、消滅する同財団の財産を簿価で承継したことにより21,313,551 株取得 2015年8月12日から2015年8月26日までの間 422,000株を取得 2017年10月1日 株式併合により17,388,441株減少 2021年8月30日から2021年9月3日までの間 30,600株を取得 2025年4月1日 株式分割により8,755,420株取得
取得資金合計 (千円) (W+X+Y)	330,096

② 【借入金の内訳】

名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

③ 【借入先の名称等】

名称 (支店名)	代表者氏名	所在地